

柏地区キャンパス計画要綱（案）

平成 7 年 12 月 12 日

（評議会承認）

平成 15 年 3 月 18 日改正

（評議会承認）

趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」（平成 4 年 6 月 9 日評議会採択、平成 15 年 3 月 18 日追加評議会採択、平成 19 年 7 月 19 日役員会承認）の趣旨に則り、柏地区キャンパスを開発・整備し、時代の発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスター・プランを定めるものである。

理念

柏地区キャンパスは、東京大学の「三極構造」の中で、本郷地区、駒場地区とともに、単なる総合大学ではなく世界のセンター・オブ・エクセレンスとしての東京大学を形作る一極である。伝統を踏まえた体系化、ディシプリンの探究を志向する本郷地区キャンパスでの学問、学際的研究をはじめとする「空間的総合」による新しい知を模索する駒場地区キャンパスでの学問との対比でいえば、柏地区キャンパスでの学問は、いわば「時間的総合」を中心理念として、未知の分野に分け入って大胆な知的冒険を試みるものとなるべきものである。このようなソフトウェアとしてのアカデミック・プランは、ハードウェアとしてのキャンパス・プランを規定することになる。

さらに、郊外の豊かな敷地を活用して、国際的な連携の拠点となることを目指し、柏地区の 3 キャンパス（柏、柏、柏の葉駅前）は、緊密な連携を図りながらも、以下に述べるように個々の基本理念を有するものとする。

柏キャンパスの基本理念は、絶えざるイノベーションである。研究内容が流動的である以上、研究施設は将来の研究発展を阻害しないよう、あらかじめ大幅な「あそび」が必要である。ハード面での余裕とフレキシビリティが自由な発想を保証するのである。将来を見通すことはできない、という「見通し」に立って、有限の土地に無限の可能性を与えることが必要である。

柏キャンパスの基本理念は、学生・教職員のスポーツ活動を通じた健康や心身のコンディション調整を含め、生涯の健康増進に寄与するスペースとして運動場機能等を充実させることである。また、柏キャンパスの福利交流施設、他の学内運動場とも一体的な管理・運営・サービスを行う。さらに、地域に開かれたキャンパスというコンセプトの下に県立の柏の葉公園運動施設とも連携し、キャンパス周辺環境との調和を目指す。

柏の葉駅前キャンパスの基本理念は、地域連携、広域連携、国際連携の拠点となるスペースの創出を図るものとし、この理念の下で柏の葉キャンパス駅前であるという立地を活かして有効な土地利用を目指すものとする。

これら 3 キャンパスは、独自の開発を行いつつも、全体としては、柏地区で進める国際キャンパス構想に合致するものでなければならない。

目標

1．将来の研究・教育計画への対応

施設・設備の配置にあたっては、将来にわたり、新たなアカデミック・プランがスムーズに実現できるように、敷地利用、容積率等の点で配慮する。

2．最先端の教育研究施設の整備

高度な教育・研究に対応した最先端の教育研究施設・設備を整備する。

3．環境の整備・保全

新しい建物群での研究生活に潤いを与え、豊かな発想を育む環境を整備する。また、研究上発生する廃棄物・排水等の管理処分には万全を期し、さらに、雨水浸透を図る等外部環境に対しても優しいキャンパスとする。

4．地域社会との交流

新しく地域社会の一員となることを自覚し、キャンパスは地域社会にも開かれたものとする。また、次世代の研究者を育てるという観点から、最先端の科学の現場に触れる機会を小中高校生などに与える工夫をする。

5．共同利用施設・事務管理部門の効率的配置

キャンパスの効率的利用および学生・教職員の福利厚生観点から、各種の共同利用施設及び事務管理部門の最適な配置を図る。

6．心身の健康を増進

学生・教職員の心身の健康を増進するために、福利厚生のための施設を充実しフィールドの特性を活かした憩いの場を提供する。すべての学生・教職員がその個性と能力を充分発揮しうるよう、ユニバーサルデザインを含めた適正な教育・研究・労働環境の整備を図る。

7．防災対策の徹底

地震等の様々な災害に十分耐え、かつ、近隣に安心感を与える存在となるよう努める。

基本となる原則

1．全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

2．非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障を来させるものであってはならない。

方法

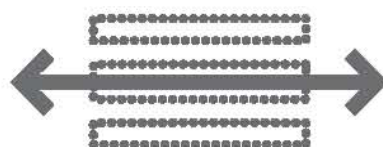
A．柏キャンパス

1．フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。柏キャンパスは、東西に長いゾーンが南北に層状に連なる「平行配置」の構造を有しているため、このゾーニングに合わせて主軸、主・副外部空間を位置づける。また、それらを南北に繋ぐように副・補助軸を位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図A 1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



柏キャンパス概念図

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、また向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景觀に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高さを抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、景觀軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

本郷の「時間的な厚み」に対して柏キャンパスは「空間的な広がり」に可能性を求め、本学の近未来が表出する場所として、明るく新鮮な環境を創出する。

a) 新たな個性

レイヤー状のゾーニングをより明確に表現する。

b) 空間の戦略

百年後を見据えた環境形成を計る。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

21世紀のキャンパスの規範となる施設計画を目指す。その核心にある「先進性」「先鋭性」を目指す機運を受け、建築物もそれを表現するものとする。

a) 可能性の表現

省エネルギーの観点から新しいスタイルを創出する。

b) 継続性の確保

未来の負荷を軽減すべく、メンテナンス性能を重視する。

5) 都市環境創造への積極的参加と<ユニヴァーシティ・グリーン>の設定

柏地区キャンパスが、「千葉県 柏都市計画事業・柏通信所跡地 土地区画整理事業」の対象地域北端の要地を占めることに鑑み、地域環境に十分な配慮をした実施計画を行う。特に本キャンパスの施設群が実質的にこの地域の景観を決定づけることに十分留意するものとする。また地域環境創造への参加の一環として、環境・景観の保全、防災、「開かれた大学」の理念の具象、といった機能を持つ緑地・空地および、この目的に合致する公共性の高い施設の建設用地として<ユニヴァーシティ・グリーン>と称する領域を設定する。

6) 施設計画の原則

施設計画および施設群の配置は、以下の原則による。

a) 施設の集約化・汎用化の推進と<イノベーション・フィールド>の設定

類似機能を持つ施設の集約化、利用者の流動性に対応可能な施設の汎用化を可能な限り行う。またこの際、施設の増改築を充分念頭に置いた施設配置計画を立てるものとする。特に学問領域の進展に伴う実験的・短期的施設の建設・撤去に向けた用地(<イノベーション・フィールド>と称する。)を施設の周辺に確保する。

b) 施設・空地等の二軸的配置

敷地の前面道路に沿った東西軸とそれに直交する南北軸を想定する。学問領域ごとに共用施設利用の利便性を考慮しつつ、施設群をおおむね東西軸に従って適切に位置づける。おのおの

の領域内においては南北軸に従い、南側から<ユニヴァーシティ・グリーン>、研究施設等（共用施設、<イノベーション・フィールド>を含む。）緑地・将来計画用地の順に配置することを原則とする。

c) 公共空地面積

公共性の高い空地または緑地（<ユニヴァーシティ・グリーン>を含む。）に、およそ敷地面積の20%以上を充てるものとする。

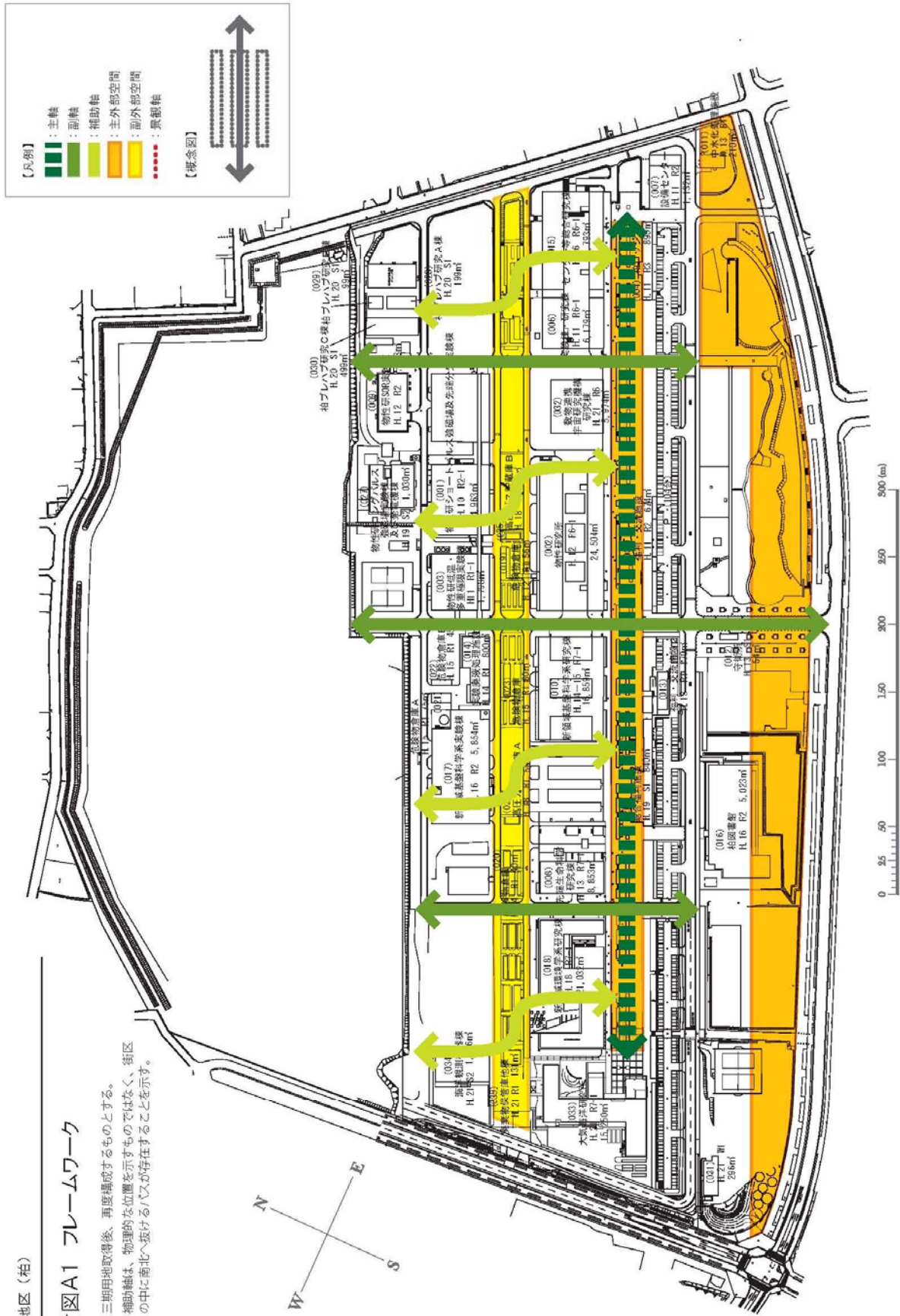
7) その他

TSCPのミッションに積極的に挑戦する。

柏地区（柏）

附图A1 フレームワーク

※ 三期用地取得後、再度構成するものとする。
 ※ 補助軸は、物理的な位置を示すものではなく、街区の中に南北へ抜けるパスが存在することを示す。



2 . 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2 - 1 から2 - 3 に示す。

2 - 1 . 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように良好な関係を保つこと。

2 - 2 . 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図A2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。柏キャンパスにおいては、概ね20年後の状況を想定してシンボル樹木を指定する。

2) シンボル樹木

現時点で指定なし。

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動できるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による確認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

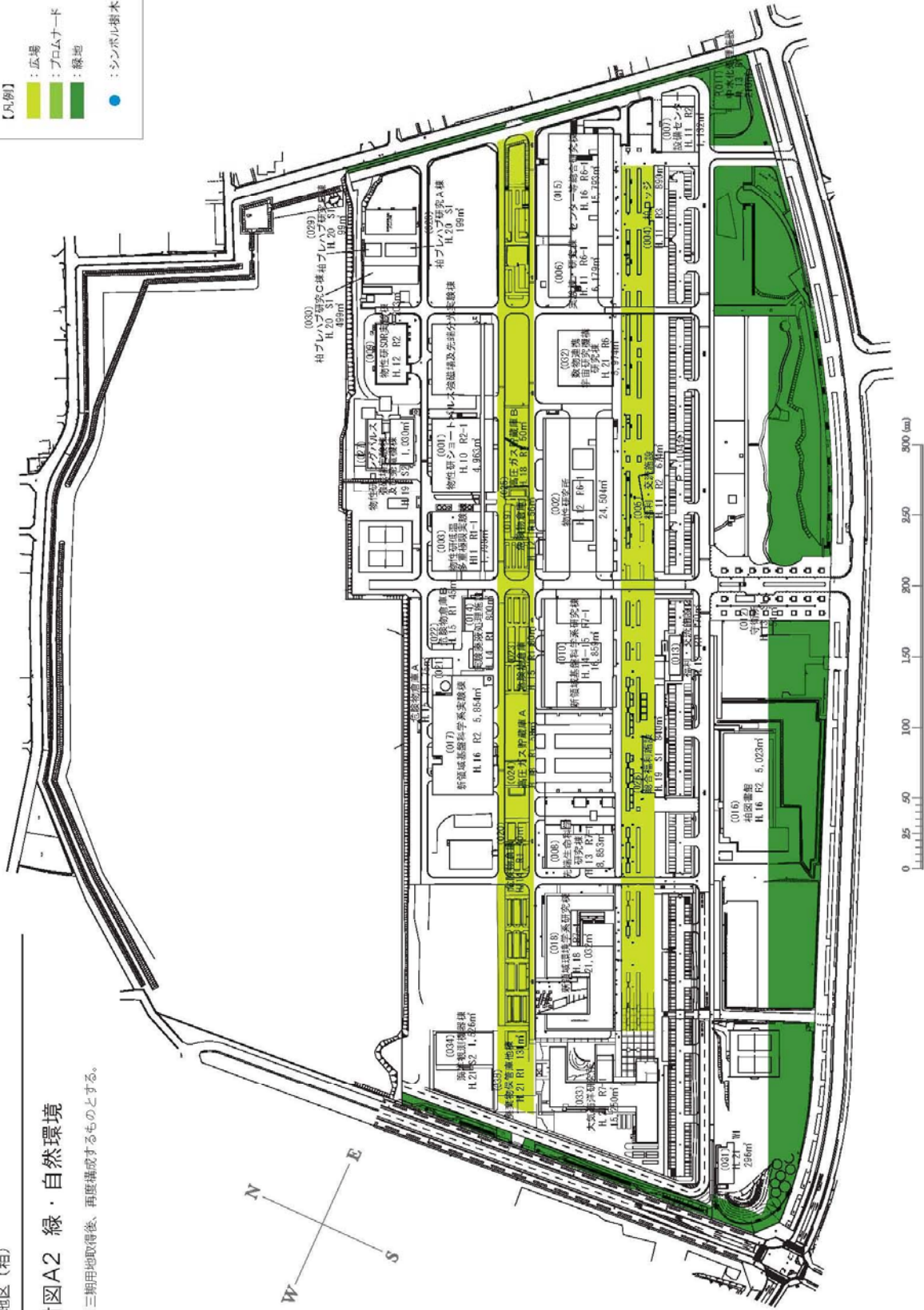
管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

柏地区 (柏)

附图A2 緑・自然環境

※ 三期用地取得後、再度構成するものとする。

- 【凡例】
- : 広場
 - : プロムナード
 - : 緑地
 - : シンボル樹木



2 - 3 . キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図 A 3 のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮・地域と連携した魅力的な景観の創出

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力すること。

また、地域の目指す景観像の達成に共同的に関わるなど、連携を通じた景観の魅力創出に努めること。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスのエッジを演出すること。

d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、大学としてのモラルを示し、危険物貯蔵所などのバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物は原則として建設しない。

e) 公共性の重視とセキュリティのバランス

キャンパス内のセキュリティレベルを失わないように留意しつつ、開かれた大学としての公開性を高めるよう配慮すること。

f) 将来の用地取得に備えた、拡張可能なしつらえ

三期用地取得後の拡張に備え、拡張時に問題が起きないように、しつらえに工夫をすること。

柏地区（柏）

附图A3 キャンパス周縁部

※ 三期用地取得後、再度構成するものとする。

全体：

- ・地域の景観計画との整合
- ・地域と連携した魅力的な景観の創出
- ・危険施設への配慮

北端：

- ・将来の用地取得に備えた、拡張可能なしつらえ

西端：

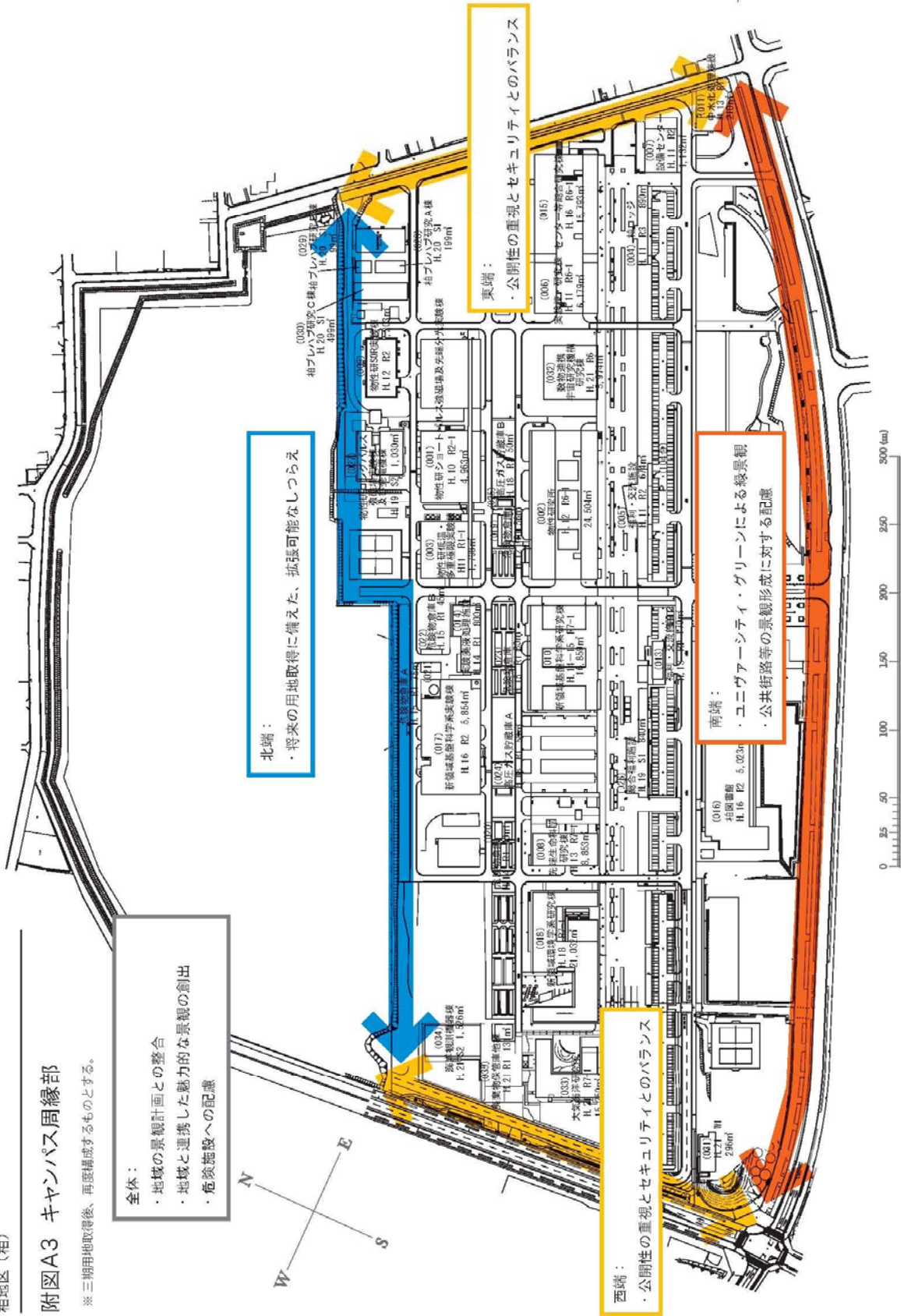
- ・公開性の重視とセキュリティとのバランス

東端：

- ・公開性の重視とセキュリティとのバランス

南端：

- ・ユニバーシティ・グリーンによる緑景観
- ・公共街路等の景観形成に対する配慮



3 . 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

キャンパス全体の良好な環境を保全、強化するため、附図A 4のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度に

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

低層地区

高さ 12m、容積率 50%

中層地区

高さ 36m、容積率 300%

第2種特殊地区（実験施設等）

実験によって必要な高さが異なるため、高さ規制はなし。容積率 120%。

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただしキャンパスの容積率が、都市計画に定められた容積率を将来に渡って超えないようにすること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

柏地区 (柏)

附图A4 高度・利用密度による地区区分

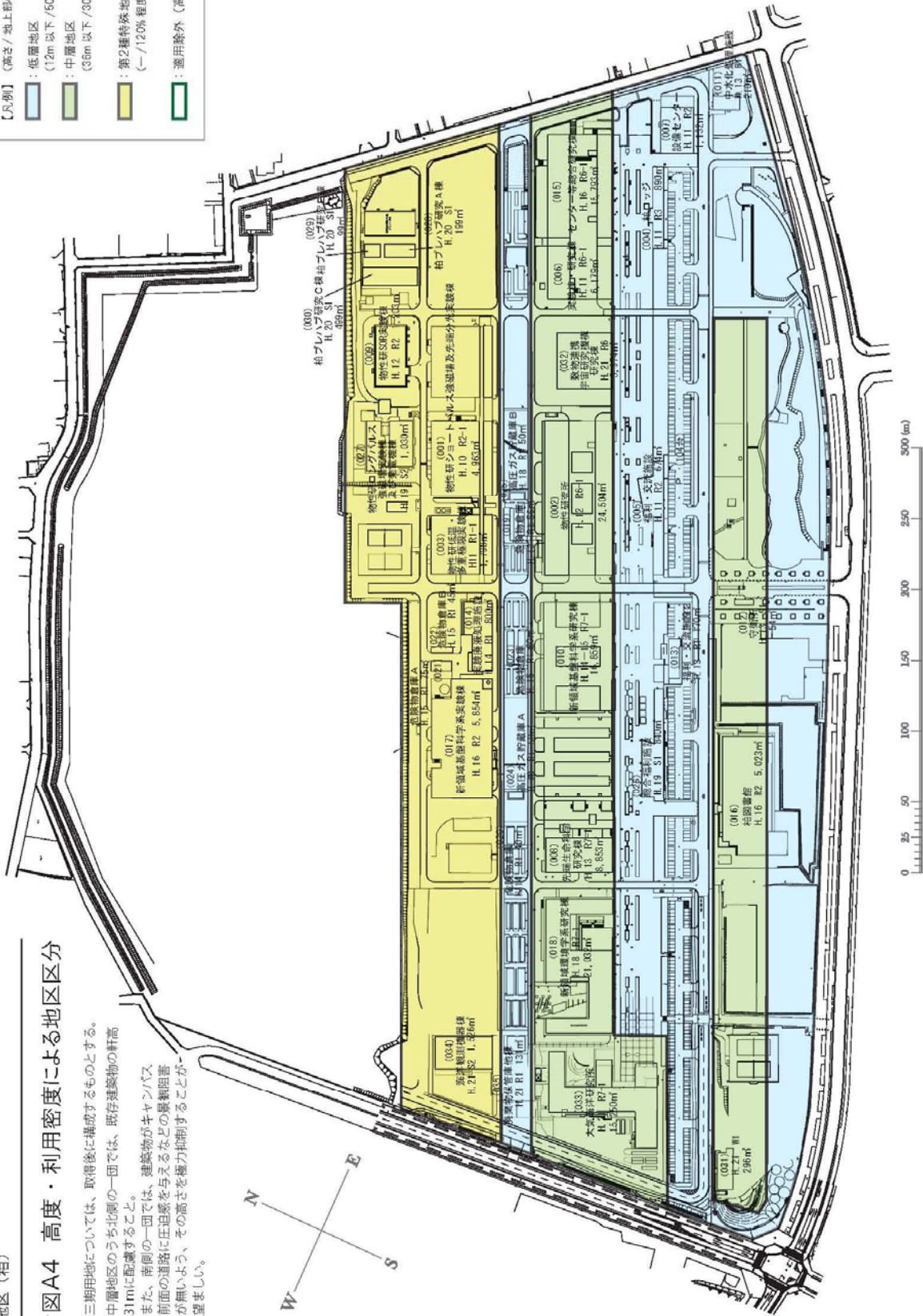
※ 三期用地については、取得後に構成するものとする。

※ 中層地区のうち北側の一団では、既存建築物の軒高31mに配慮すること。

また、南側の一団では、建築物がキャンパス前面の道路に圧迫感を与えなくなるなどの景観阻害が無いよう、その高さを極力抑制することが望ましい。

【凡例】 (高さ/地上部の容積率)

低層地区 (12m以下/50%以下)	中層地区 (36m以下/300%以下)	第2種特殊地区 (-/120%程度)	適用除外 (高さ)
高層地区 (12m以下/50%以下)	中層地区 (36m以下/300%以下)	第2種特殊地区 (-/120%程度)	適用除外 (高さ)



B．柏 キャンパス

1．キャンパスのフレームワークとしてのフィールド機能の設定

柏 キャンパスのフィールド機能は、ゾーンごとの施設構成の合理化を図りつつも将来計画の妨げにならないように、十分な自由度を持たせながら設定することとする。

2．恵まれた自然環境の保全と積極的な活用

柏 キャンパスの土地の高低差は少なく、キャンパス西側には柏の葉公園が整備され、東側には「千葉大学柏の葉キャンパス」を挟んで筑波エクスプレスの柏の葉キャンパス駅が位置しているため、地域の一体的なグリーンベルトの整備という観点から周辺地域への緑の提供や景観への配慮が必要である。

3．ゾーニングの考え方

柏 キャンパスについては、主要屋内施設は北側に建設し、東西方向に解放的な広い空間を確保する。当面、既存施設も利用することを前提とする。屋外運動施設の妨げにならないよう配慮しつつ、キャンパス内径路およびキャンパスの外周を中心に積極的に植樹を行う。

C．柏の葉駅前キャンパス

柏の葉駅前キャンパスは、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅の近傍であり、駅前の一連の開発と調和を保ちつつ、土地の有効活用を行うため効率の良い建築計画が必要である。

全体構想

A．柏キャンパス

1．全体の配置

の方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成 19 年 1 月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図 2 のとおりになる。(参考図 5)

2．その他

1) 施設機能の将来的な流動性への対応

「理念」にいう「絶えざるイノベーション」を可能とすべく、土地・建物の利用は固定的なものせず、かつ、予測の困難な将来的施設利用の状況に対応するため、キャンパス内に拡張の余地を確保するものとする。

2) 長期を見越したインフラストラクチャーの整備

キャンパスの熟成した後では整備が極めて困難となるキャンパス内交通、給排水、エネルギー供給、廃棄物処理、情報ネットワーク、寒剤配給等の各種基幹施設を当初から計画的に配備し、その充実を図る。

B．柏 キャンパス

1．全体の配置

の方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成 19 年 1 月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図 3 のとおりになる。(参考図 6)

C．柏の葉駅前キャンパス

1．全体の配置

の方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成 19 年 1 月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図 4 のとおりになる。(参考図 7)